

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

さつま町長 上野 俊市

市町村名 (市町村コード)	さつま町 (46392)
地域名 (地域内農業集落名)	湯田区 (湯之元・湯田中・湯田上・湯田下・西湯田原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 8 年 1 月 22 日 (第 1 回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

・地域を取り巻く現状は、過疎化や少子・高齢化の進行により、集落の維持機能や組織体制をはじめ、地域の活力の低下、農村環境、地域福祉対策など様々な問題の発生が懸念されています。

・農業後継者や担い手の不足により、農業生産力の低下や農地の荒廃などによる農村環境の悪化が進んできています。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

地域で支える農村景観の維持と農業後継者の育成を基本的な方針として、湯田区農業を考える会の開催や中山間地域等直接支払制度等に基づいた各種の取組みについての理解を深めながら、関係機関一体となった支援を行う。また、担い手農家等の周知や情報共有に努めるとともに、新規就農者の確保やUターンの推進など、様々な取組みを推進していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	65.59 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	65.59 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	- ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

中山間直払事業及び多面的機能支払交付金事業の対象地を中心に設定する。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理事業を活用して集積・集団化に取り組む。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地所有者は、原則として農地を農地バンクへ貸し付ける。 ・農業を離農・リタイアする場合は、原則として農地中間管理事業を活用して担い手へ農地を集積する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
各種補助事業を活用して、農道や水路の土地改良施設等における基盤整備を進める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・農用地利用改善団体の結成を図る。 ・農作業を組織的に請け負う受託グループの組織化を検討する。 ・受託できる農家等（認定農業者や受託グループ）の周知。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	
<p>【選択した上記の取組方針】</p> <p>①鳥獣被害防止対策について地域単位で効果的に取り組む。</p> <p>⑧加工グループの活動状況などを踏まえ、加工施設の整備を検討する。</p> <p>⑨耕作放棄地の解消。</p> <p>⑨受託できる農家等（認定農業者や受託グループ）の周知。農作業受委託単価の統一。</p> <p>⑨加工品の販売方法として農産物直売所の有効活用を図る。</p> <p>⑨農産物加工グループの育成を図る。</p> <p>⑨園芸グループ等の組織を立ち上げ、語り合えるサロンの取組を行う。</p> <p>⑨団塊世代などの定年者の活用と生きがい対策の推進。</p>				